

介護老人保健施設エルダーランド利用約款

本約款は、入所者が、介護老人保健施設エルダーランド（以下「当事業所」という。）が提供する介護保険施設サービス（以下「サービス」という。）を利用する場合の取扱いについて定めるものです。

併せて、本約款が契約の内容となりますので、本約款に同意したうえで、サービスをご利用ください。

（約款の目的）

第1条 当施設は、要介護状態と認定された入所者（以下「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入所者の居宅における生活への復帰を目指したサービスを提供し、一方、入所者は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（約款の効力）

第2条 本約款は、入所者が介護老人保健施設利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、退所（サービスの終了、解約のこと。以下同じ。）後に再度、入所利用する場合は新たに同意を得ることとします。

（サービスの終了）

第3条 入所者は、いつでも、当施設を退所することができます。

2 当施設は、やむを得ない事情がある場合には、入所者に対し、1か月間の予告期間において、その理由を示した文書で通知することにより、このサービスの提供を終了することができます。

3 当施設は、次の場合には、入所者に対し、このサービスの提供を終了することができます。特に、②及び③の場合には、入所者に対し、文書等で通告することにより、直ちにサービスの提供を終了することができます。

① 当施設において定期的に実施される「入所継続要否判定会議」において、退所して居宅において生活ができると判断された場合

② 利用料金を3か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合

③ 入所者が、当施設又はその従業者に対して、このサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合

4 次の場合には、このサービスは自動的に終了します。

① 入所者が医療機関に入院した場合

② 入所者が要介護認定において非該当又は要支援と認定された場合

③ 入所者が介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合

④ 入所者が死亡した場合

(サービスの内容)

第4条 当施設は、次のサービスを提供します。

- ① 診療
- ② 機能訓練
- ③ 看護及び医学的管理の下における介護
- ④ 食事の提供
- ⑤ 相談及び援助
- ⑥ その他のサービスの提供

(利用料金)

第5条 入所者は、当施設に対して、サービスの対価として利用単位ごとの料金をもとに計算された合計額を支払います。なお、支払いの方法は当施設窓口における現金払いとなります。

- 2 当施設は、毎月1日に前月分の請求書を発行し、入所者は2週間以内に支払います。なお、入所者から利用料金の支払いを受けたときは、領収証を発行します。

(秘密保持等)

第6条 当施設は、入所者の個人情報については「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、その適切な取り扱いに努めます。

- 2 当施設及びその従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしません。

- 3 当施設は、次の場合には、入所者又はその家族の個人情報を用います。

- ① 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービス提供事業者へサービスの利用に関する介護情報を提供する場合
- ② 医療機関等へ適切な在宅生活のための療養情報を提供する場合

- 4 第1項から前項に掲げる事項は、サービスの終了後も同様の取り扱いとします。

(本約款に定めのない事項)

第7条 本約款に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、双方が誠意をもって協議して定めることとします。